

Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

目次

■ 中国知的財産権の最新動向

- ・国家独占禁止局 設立
- ・「特許権の質権設定登記弁法」発表
- ・「商標審査審理指南」発表
- ・発明、実用新案、意匠の専利権の登録件数
- ・非正常出願の取り締まりの状況
- ・薬品特許リンケージ訴訟 中外製薬社
新特許法実施から第1件目
- ・被告が立証妨害 原告の賠償請求を全面的に支持
- ・無効宣告 日本の IP Bridge 社の 2 件の SEP 関連特許
- ・レクサスの L 字ロゴ商標初審公告
登録申請日から 10 年を経て
- ・強国知的財産権フォーラム表彰リスト
Dragon IP が Top 10 入り



◇最近の審査周期編



◇中国語読解ゼミ

毎月 第 2・第 4 木曜日 19:15~(日本時間)
次回予告 (非正常出願の国際化)

■ 弊所からのお知らせ

- ・優先権主張出願の出願人同一要件

中国知的財産権の最新動向

I 国家独占禁止局を設立

11月18日午前9時、国務委員、国務院独占禁止委員会の王勇主任が、国家独占禁止局の除幕式典に参加した。国家独占禁止局の看板は国家市場監督管理総局の看板と並んで、北京西城区三里河東路8号のオフィスビルの入り口に掛けられた。

国家独占禁止局の設立は、中国の独占禁止が新しい段階に入ったことを示しており、今後、独占禁止法執行の体制・メカニズムをさらに健全化・整備し、独占禁止法執行の法治化、規範化レベルを高め、独占禁止法執行活動の統一性、権威性を高めることが期待されている。

(出所：財經雑誌 財經E法)

I 「特許権の質権設定登記弁法」を発表

最近、国家知的財産権局は、「特許権の質権設定登記弁法」(以下「弁法」と略称する)を発表した。この「弁法」の実施は、特許権の質権設定登記を規範化し、特許権の運用と資金融通を促進するのに積極的な役割を果たすことになる。

近年、特許権の質権による融資は、すでに企業の無形資産を活性化させ、中小・零細企業の融資難を解決する重要な措置となり、革新型企業の発展を効果的に支えている。

今回の「弁法」の改正と実施は、知的財産権分野の「放/管/服」改革を深化させ、規範的で、便利で、効率的な特許権の質権設定登記に、より堅固な制度保障を提供している。これにより、特許権を用いる融資を推進し、「知産」から「資産」への転換を促進する。

(出所：中国質量新聞)

Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

■ 「商標審査審理指南」を公表

近頃、国家知的財産権局は、「商標審査審理指南」（以下「指南」と称する）を公表した。当該「指南」は2022年1月1日から施行することとなる。

当該「指南」は、商標審査審理の重要な根拠であり、社会公衆が商標登録申請とその他の商標事務を行う具体的なガイドラインでもある。

新しい「指南」の宣伝と実施をしっかりと行い、商標登録申請秩序を規範化するために、国家知的財産権局は「指南」の制定の必要性、全体的な構想と考慮要素、主な内容について説明した。

商標局 http://sbj.cnipa.gov.cn/zcwj/202112/t20211203_337715.html

(出所：国家知的財産権局)

■ 2021年の1月～10月までの、発明、実用新案、意匠の専利権の登録件数

専利の種類	登録件数(件)	前年同期比
発明	582,901	+41.2%
実用新案	2,285,646	+17.3%
意匠	652,010	+5.4%
合計	3520,557	+18.1%

(出所：国家知的財産権局)

■ 非正常専利出願の取り締まりの状況について

11月10日、国家知的財産権局は、非正常専利出願の代理をさらに厳しく取り締まる旨の通知を公表した。

その通知によると、国家知的財産権局は「青空行動大会戦」を展開し、非正常な専利出願の代理件数が多い代理事務所や、発明の内容を捏造した疑いのある代理事務所に対して、執業許可証を取り消す処罰、または新しい業務を停止する処罰を与えることを決定した。現在は、処罰前の告知段階に入っている。

中国知的財産権新聞の報道によると、非正常専利出願についての通報が今年3回出され、そのうちの91.5%の出願が取り消された。また、悪意のある商標登録出願について今年第1～3までの四半期において4.6万件が却下され、革新の環境と市場の環境を効果的に維持した。

国家知的財産権局の運用促進司長の雷篠雲氏の紹介によると、「青空行動」は、2年間にわたって行われ、専利、商標代理機構2950社を呼び出して事情聴取を行い、そのうち、1095社に改善するよう命じ、182社に行政処罰を与え、330社に対して刑事責任を追及した。

(出所：知識産権界)

■ 第1件目 薬品パテントリンケージ訴訟 日本の中外製薬株式会社

2021年6月1日に施行された新専利法第76条は、販売承認を申請する医薬品に関する専利権による紛争の解決メカニズムを増設している。北京知識産権法院は、新専利法の実施後、初めてこのタイプの事件を受理した。

原告の中外製薬株式会社は、専利医薬品「エルデカルトールソフトカプセル」の販売許可人であり、同医薬品に係る専利番号2005800098777.6、名称「ED-71製剤」の中国専利の専利権者でもある。

原告は、被告の温州海鶴薬業有限公司が国家薬監部門に「エルデカルトールソフトカプセル」という偽造薬品の販売承認を申請したことを発見した。中国の医薬品の販売承認に関する専利情報登録プラットフォームの公示

Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

情報によると、被告は、この偽造薬について 4.2 種類の声明を出している。

原告は、新専利法第 76 条の規定に基づいて、北京知識産権法院に薬品パテントリンケージ訴訟を提起し、被告が登録を申請した模造薬「エルデカルトールソフトカプセル」が原告の第 2005800098777.6 号発明専利の専利権保護範囲に属することを裁判所に確認するよう求めている。

北京知識産権法院は、原告の起訴が薬品パテントリンケージ訴訟の起訴要件を満たしているため、法に基づいて立件し、現在、この事件は審理中である。

(出所：知識産権那点事)

■ 被告(中国企業)の立証妨害により、原告(スイス企業)の賠償請求を全面的に支持

最近、国内外の整形外科分野のトップ企業間の特許紛争事件が、4 年の歳月を経たのち、ついに落着いた。

最高人民法院知識産権法廷の公式サイトによると、11 月 3 日、最高人民法院の知識産権法廷は、大博医療科学技術株式会社（以下「大博医療」、002901.SZ と略称する）に関連する発明特許権紛争事件についての判決を公開した。

判決の結果、大博医療は、本判決が発効日から 10 日以内にスイスの Synthes GmbH 社の損失 2000 万元と、権利侵害行為を制止するために支払った合理的な支出 10 万元、計 2010 万元を賠償するよう命じた。

裁判所側は、**大博医療は、この種類の医療機器を製造する上場企業として、権利侵害製品に関わる型番の生産量及び販売状況を把握し、自ら権利侵害製品の販売金額、利益率などを正確に計算することができるはずだが、大博医療は、適切な証拠を出していない、と指摘した。**

そして、裁判所が侵害製品の販売データと販売データに関連する原始証明書類の提供を求めたことに対し、大博医療は「ほとんどの販売手形などの紙の書類が、見つからない」と回答し、自ら作成した 2014 年の販売データの印刷物だけを提出した。また、案件の審理中においても販売の領収書 4 枚しか提供しなかった。

それに対して、Synthes GmbH 社は、権利侵害により得た利益で賠償額を確定することを明確に主張し、3 つの計算方法を提供し、さらに、大博会社の株主募集説明書に開示された企業の営業利益率や、徳栄会社が「徳栄医械商城」というウェブサイトを通じて権利侵害製品を販売した数などの証拠を提出した。

これにより、**裁判所は、大博医療が裁判所の命令への対応が消極的であり、自らが把握しているすべての証拠資料の提供を拒否する行為は、すでに立証妨害をしていると判断した。**

裁判所は、Synthes GmbH 社が主張した金額が成立すると判定し、**Synthes GmbH 社が主張した 2000 万元の賠償を全額で支持した。**

(出所：中国経営新聞)

■ 無効宣告 日本の IP Bridge 社の 2 件の SEP 関連特許 (審判請求人:HUAWEI)

11 月 29 日、国家知的財産権局の公告によると、日本の特許運営会社である株式会社 IP Bridge の 2 件の中国特許 ZL 200580019047.1 (通信端末装置、基地局装置及び無線通信システム) と、ZL 2012022020.7 (通信端末装置、基地局装置及び通信方法) は、すべて無効であると宣告された。無効審判の請求人は HUAWEI である。

この 2 つの特許はファミリー特許であり、後者は前者の分割出願である。技術分野は、LTE 関連で、ETSI で宣言されており、標準必要特許 SEP に属している。

IP Bridge 社のこれらの特許は、2013 年にパナソニック社から譲渡されたものである。今回、HUAWEI が受動的に無効にしたのか、それとも自発的に無効にしたのかは不明である。

しかし、IP Bridge 社が最近、自動車特許プール Avanci のメンバとして、完成車メーカーであるダイムラー社とフ

Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け【発行日】(電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

オート社を相手に相次いで訴訟を起こしたことから、HUAWEI の行動は、完成車メーカーの特許問題の解決を「積極的に助ける」可能性が高い。

(出所：企業専利観察)

■ レクサスの L 字ロゴ商標 登録申請から 10 年、初審公告

2011 年の 4 月 26 日 (世界知的財産権 Day)、トヨタ自動車は、国家知的財産権局に「L」商標を申請し、登録区分は 12 類の交通機関で、出願番号は 9389740 であった。この L 商標は、私たちがよく見ている自動車レクサスの LOGO です。

この商標は 10 年の審理を経て、やっと 2021 年 11 月 13 日の第 1767 期商標公告に初審公告された。

(出所：知識産権進行時)

■ 2021 中国知的財産権サービス能力ランキング及び強国知的財産権フォーラム表彰リスト 弊所が Top 10 入り

11 月 28 日、強国知的財産権フォーラムは、「2021 中国知的財産権サービス能力ランキング及び強国知的財産権フォーラム表彰リスト」を発表した。

弊所は、Top 10 特許代理機構に選ばれた。

<http://www.qgip.net/plus/view.php?writer=admin&tid=3&aid=1903>

今回の表彰をいただいたのはクライアント様のご支援のおかげであり、大変感謝しております。

(出所：強国知的財産権フォーラム)

Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍專利東京事務所(東京プラン)

最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け

「発行日」(電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

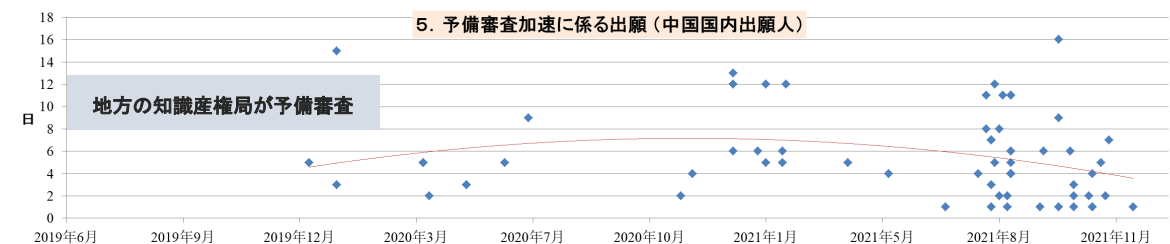
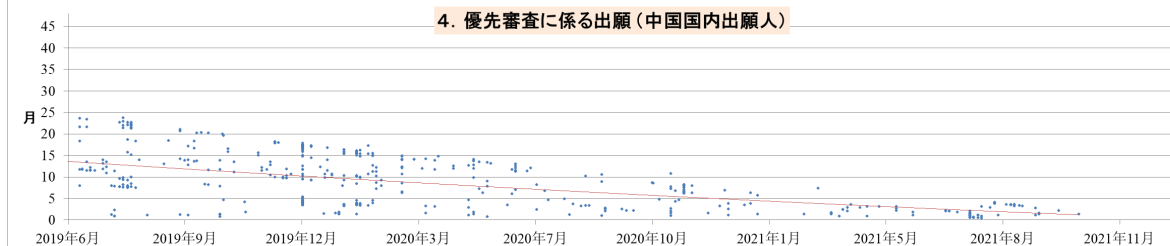
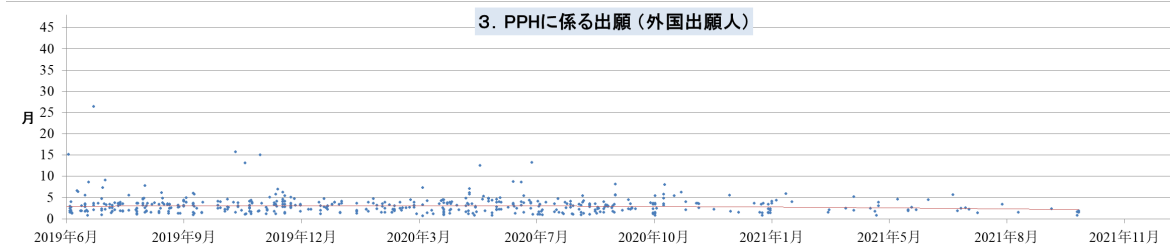
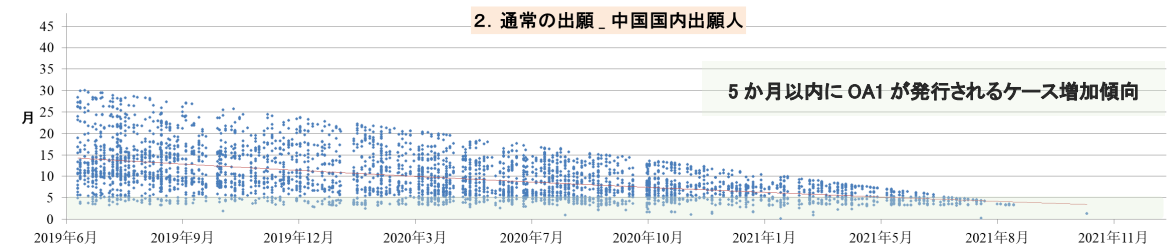
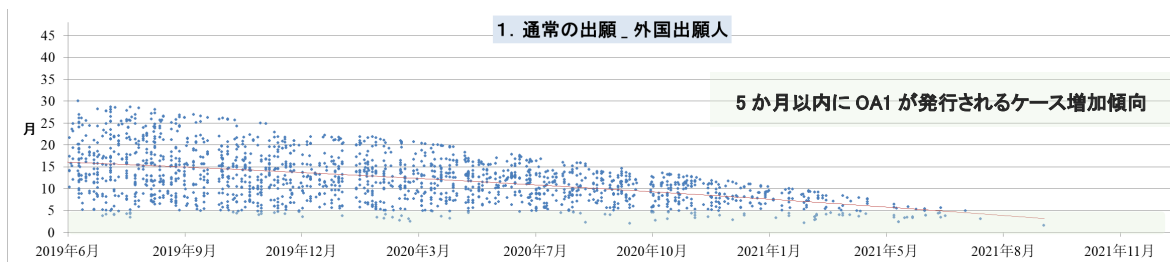


I 最近の審査周期編

ある共通の特徴を有する中国特許出願群について、実体審査開始 ⇒ OA1 発行 ⇒ 登録査定の過程における最近 30 カ月の状況を、各種出願について調べました。審査周期の短期化の影響が確認できます。

①実体審査に入る旨の通知書 ⇒ OA1 発行までの期間

(グラフ横軸: 実体審査に入る旨の通知書の発行日)



Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)

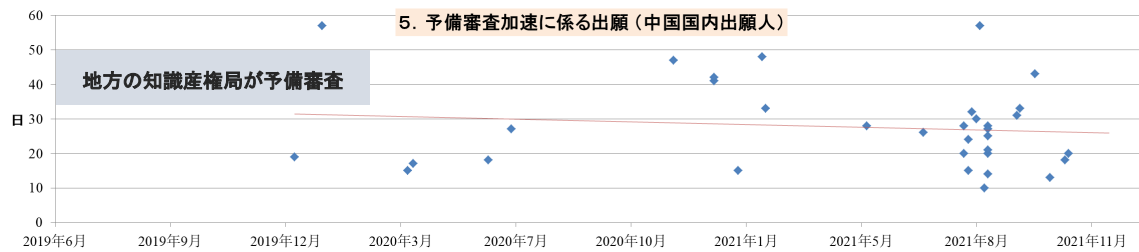
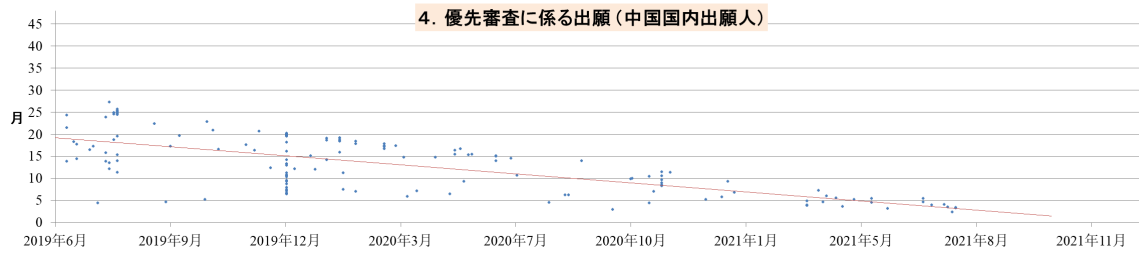
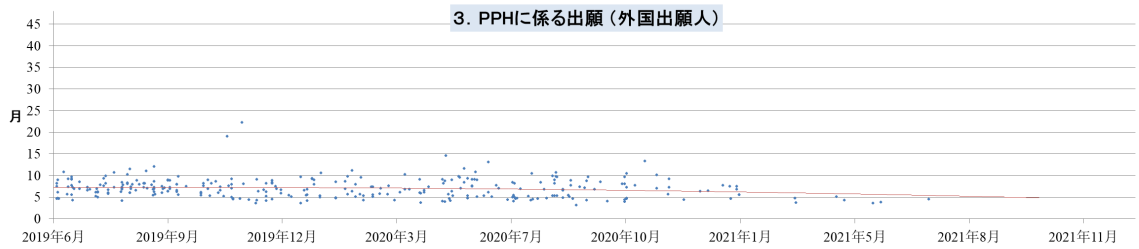
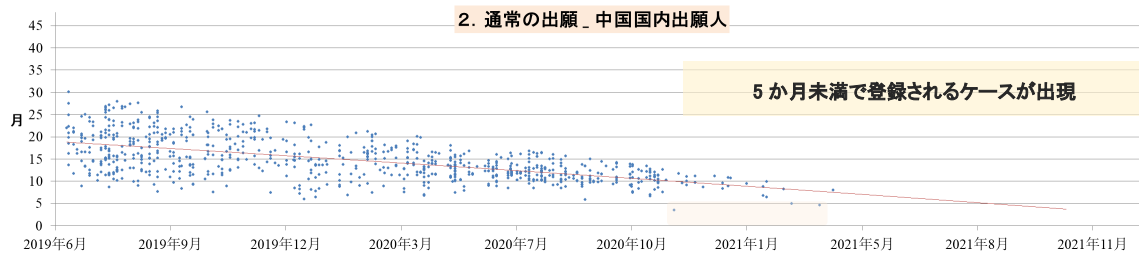
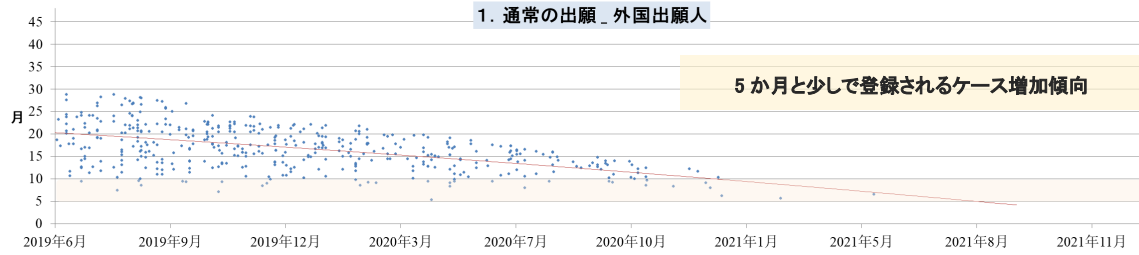
最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け

[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期



②実体審査に入る旨の通知書 ⇒ OA1 発行 ⇒ 登録査定通知書の発行までの期間

(グラフ横軸: 実体審査に入る旨の通知書の発行日)



Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者: 北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランテ)

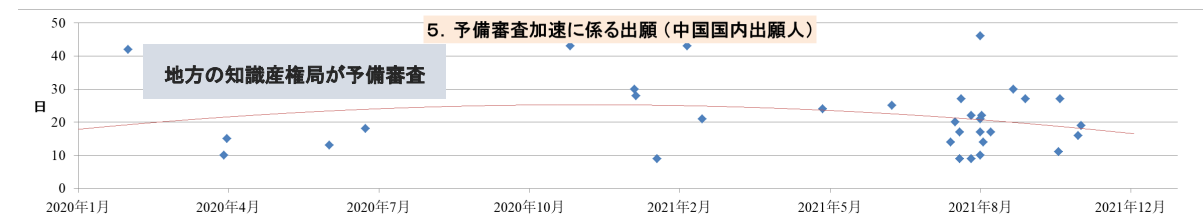
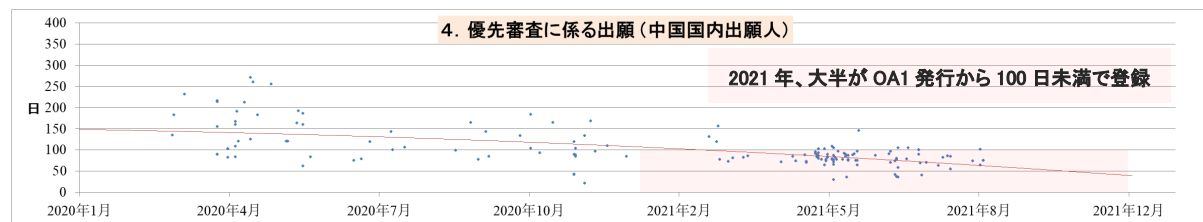
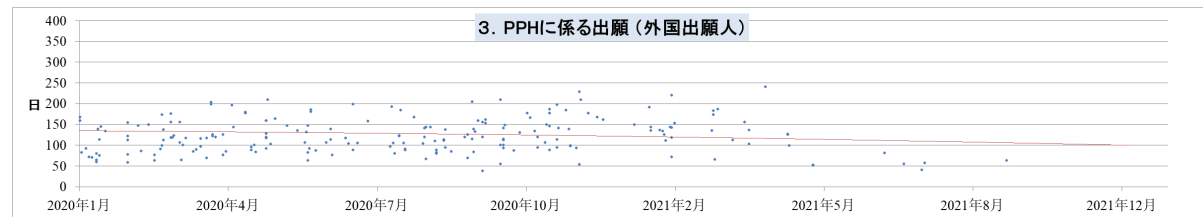
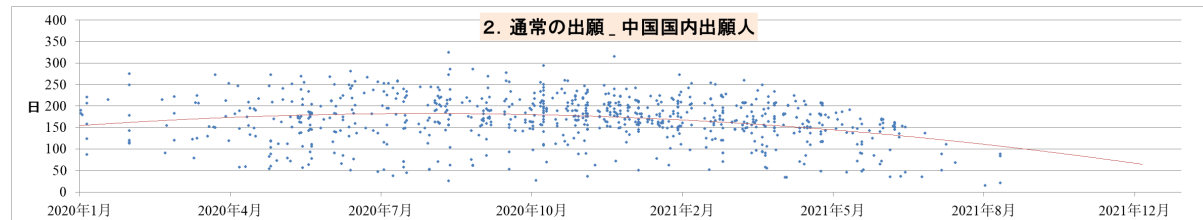
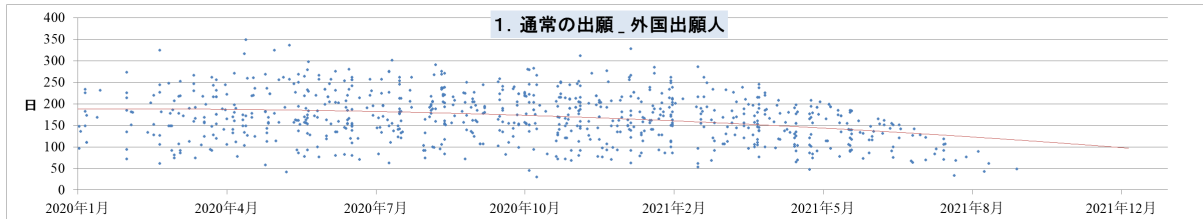
最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け

[発行日] (電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期



③OA1 発行 ⇒ 登録査定通知書の発行までの期間

(グラフ横軸: OA1 の発行日)



ご不明な点などがございましたら、お気軽にご連絡ください。

Newsletter

NO.2112 2021.12.10

発行者:北京銀龍知識産権代理有限公司
銀龍専利東京事務所(東京プランチ)最新中国知財 NEWS を
Timely・Free にてお届け【発行日】(電子版・紙媒体)
Newsletter : 毎月 10 日
News Flash : 不定期

中国語読解ゼミ

◇毎週木曜日 日本時間 19時15分~20時30分

ふるってご参加ください。ゼミのお申し込みをお待ちしております。

紹介サイト: [http://www.dragonip.co.jp/sub31\(seminar\).html](http://www.dragonip.co.jp/sub31(seminar).html)

昨日(12/9(木))のゼミでは、特許クレーム、契約書の読解の他、AUX社が東芝社から購入した特許権(10月号のニュースレター)に関連する訴訟(寧波中級人民法院)で計1.6億円の賠償の判決が出され、最近、話題になっていたため、その訴訟の件を少しご紹介しました。

次回(12/23(木))は、非正常出願の国際化を話題とする記事などを読解する予定です。

過去のゼミのご視聴をご希望の方がいらっしゃいましたら、お気軽にご連絡ください。

弊所からのお知らせ

優先権主張出願の出願人同一要件に関する紹介動画(23:03)をアップしました。

よろしければご覧ください。

<https://youtu.be/NhMUscPRJJM>

ご意見、ご要望、ご質問などがございましたら、忌憚なくご連絡をいただければ幸いです。

担当:市場本部 手続Gリーダー 任向然

電話番号:0086-10-82252547 Email:jpdepartment@dragonip.com